第５回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月４日（火） ９時 56 分～12 時 58 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益代表委員	三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、堀井委員
使用者代表委員	伊藤委員、吉川委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、神藤労働基監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、千田委員と倉本委員が御欠席されていますが、審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますので、御報告させていただきます。

それでは、これからの議事進行を本来ですと千田部会長にお願いさせていただくところですが、本日は部会長が御欠席されていますので、山口部会長代理にお願いさせていただきます。

○山口部会長代理

部会長代理の山口です。

ただ今から、第５回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）兵庫県最低賃金の改正審議に入ります。

はじめに、前回までの審議状況の確認をいたしますと、第１回の提示金額から労使双方歩み寄っていただき、使用者側委員からは、第４表のデータを尊重する姿勢は変わらないとしつつも、春季労使交渉の賃上げ結果のデータを参考とし、連合の集計結果から今年の 100 人未満合計の賃上げ率の平均が 4.26％となっていたことから、48

円引上げの時間額1,164円の提示がございました。
一方、労働者側委員からは、公益側から労使それぞれ歩み寄れる努力をするよう要請があったことを踏まえ、67円引上げの時間額1,183円の金額提示がありました。
中央最低賃金審議会が示す目安額を尊重するとともに、労働力流出の抑止に向けた京都府等の近隣地域との地域間格差是正や全国加重平均との格差是正を考慮したとのことでした。
こうした労使の提示を踏まえ、その後、公使、公労で打ち合わせをいたしましたが、新たな金額提示には至らず、労使の金額提示の隔たりは埋まらないため、公益からはさらに両者に歩み寄りを要請し、労使双方持ち帰ることとなり審議終了となりました。
労使の意見が一致出来るように、本日も引き続き審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ここからは、前回持ち帰った結果を踏まえ、労使双方から御意見を伺いたいと思います。
意見を伺う前に労使それぞれでの、打合せの時間は必要でしょうか。

○各委員
お願いします。

○山口部会長代理
では10分程度で、別室で打ち合わせをお願いします。

（労使それぞれ別室で打合せ）

○山口部会長代理
それでは、双方の御意見を伺います。では、本日は使側委員からお願いしたいと思います。

○伊藤委員
それでは、使用者側を代表いたしまして伊藤より申し上げます。
これまで使用者側は、３回目の専門部会において、賃金改定状況調査第４表①に基づき、引上げ率3.4%、引上げ額38円、時間額1,154円を提示いたしました。
ここで公益委員からの歩み寄りの要請を受け、４回目の専門部会において、最低賃金の影響をより強く受ける中小企業の実態を考慮し、連合集計による100人未満企業の春季労使交渉結果である4.26%を参考として、引上げ額48円、時間額1,164円を提示させていただきました。
一方で、使用者側としては、ここ最近の中東情勢の不安定化に起因して、エネルギー価格や物流コストの上昇、石油関連製品の価格高騰や入手困難といった問題が生じ

ており、ますます景気の先行きの不透明感が増し、未だに払拭できない状況に強い危機感を持っています。

また、ここ数年の最低賃金の大幅な引上げにより、企業内の賃金体系や賃金カーブにも大きな影響が生じ、とくに多くの中小・小規模事業者では防衛的賃上げ、原資なき賃上げを余儀なくされ、本来あるべき生産性向上の原資を奪っている状況に、懸念を持っていることに変わりありません。

しかしながら、重ねて公益委員よりさらなる歩み寄りの御要請を受けましたので、使用者側で改めて検討を行いました。

特に参酌すべき、中央で示された目安金額、また目安に関する公益委員見解等につきまして、丁寧に確認、検討いたしましたが、物価、賃金及び賃金支払能力に関する様々なデータが示されている一方で、なぜ全国加重平均 55 円、さらにはＢランク 56 円という目安額に至ったのかについて、明確な算定根拠などが示されているとは言い難く、分かりやすい説明を見出すことはできませんでした。しかしながら、このＢランク 56 円という目安額は、目安に関する小委員会での公、労、使の三者が長時間にわたり議論をしたうえでの、尊重すべき一つの結論と受け止めております。

またその一方で、この目安額 56 円は、現行の最低賃金 1,116 円から計算すると、その引上げ率は 5.02％となります。奇しくも、連合が発表した 2026 年度の春季労使交渉における、全企業規模での賃上げ率 5.01％とほぼ合致いたします。

使用者側としては、本来、最低賃金と春季労使交渉は性格を異にするものであると考えておりますが、労使が真摯な交渉の結果として到達した 5.01％という結果については、重く受け止めるべきであると考えます。

したがいまして、使用者側は、労使が交渉を通じて実現した 5.01％の賃上げ実績と、中央において議論を重ねて答申された目安額を尊重する立場から、極めて苦渋の決断ではありますが、最大歩み寄って、目安額と同じ引上げ額 56 円、時間額 1,172 円を提示いたします。

この審議会において、公労使三者が歩み寄れるギリギリの金額は目安額しかないと考えます。

なお、何度も申し上げますが、最低賃金の引き上げは後戻りできません。違反すれば罰せられる強行法規です。目安どおり 56 円の引上げが実施された場合、その影響率は 24.64％に及ぶとされており、県内では４人に１人近くの労働者が最低賃金改正の直接的な影響を受けることとなり、中小・小規模事業者に及ぼす影響は極めて大きなものです。

多くの中小・小規模事業者においては、景気の先行きが不透明な中、価格転嫁や人材確保、生産性向上への対応に引き続き苦慮している状況にあります。最低賃金の引上げが、その結果として中小・小規模事業者の経営基盤を損ない、地域経済や雇用の維持に支障を来すようなことがあってはなりません。

今後も持続的な賃上げを実現していくためには、中小・小規模事業者への生産性向上投資への支援、省力化投資の促進をはじめとする経営支援策の充実が不可欠です。

なお最低賃金引上げに対する助成金で、代表的なものとして「業務改善助成金」がありますが、その申請締め切りが最低賃金の発効日の前日か、あるいは 11 月 30 日のいずれか早い方とされており、例えば８月中旬に地域別最低賃金の額が決まったとして、10 月１日発効の場合、９月末日までに申請せねばならず、１月半しか猶予がないことになり、申請を行う中小企業にとり準備期間が短すぎて対応できていない恐れがあります。また、特定最賃も発効時期がもう少し遅れて 12 月１日になるといったことについても、この助成金の制度は考慮されているとは見受けられません。もし助成金を申請しないにしても、最低賃金引上げに対する資金繰りや賃金制度の見直しなど対応すべきことは多岐に渡るのに対し、わずか１か月半という短期間ですべて対応しなければならない現状は大いに問題があり、再考すべきと考えます。

また、７月 27 日の本審において、福祉事業をおこなう非営利法人の方から、労働者の生活のため最低賃金の引上げを強く求めつつも、介護報酬が十分に引き上げられない中で事業運営は極めて厳しく、中小事業者への支援をお願いしたいとの切実な意見陳述がありました。

医療、介護、障害福祉、保育など公定価格によって運営される事業においては、最低賃金の引上げに見合う報酬改定や支援策が不可欠です。最低賃金の引上げによって、支援を必要とする高齢者や障害者の生活基盤が脅かされるようなことがあってはなりません。

国及び関係機関に対し、中小・小規模事業者に対する生産性向上支援及び経営支援策の一層の拡充、最低賃金発効に向けた十分な準備期間の確保に向けた制度改善を強く求めます。また、介護や福祉などの分野については、公定価格の見直しを含めた必要な財政支援と制度的配慮を講じることを強く求め、使用者側の意見といたします。

以上です。

○山口部会長代理

ありがとうございます。

続いて、労側からお願いします。

○圓行委員

それでは、労働者側から表明させていただきます。

昨日の第４回専門部会にて、具体的な改正額を目安額 56 円＋11 円の 1,183 円を再提示しましたが、折り合わず、公益側より再度の検討の要請をいただき、改めて次の額を提示いたします。

具体的な提示額としましては、目安額 56 円＋３円の 1,175 円を提示いたします。

主な考え方としましては、前回から主張してきました、中央が示した目安は全国の物価・賃金・企業の支払い能力を総合的に勘案した最低生活保障ラインである「目安額」に加え、地域間格差是正を考慮したものになります。

これは、2026 春闘結果からになりますが有期・短時間・契約等労働者は最賃近傍

で働く人も多いですが、６％台の賃上げを達成する結果になっており、目安額を超える引き上げも理にかなっているものと考えます。また、少しでも多くの労働力確保に向けた近隣地域との地域間格差是正や全国加重平均への到達の意味合いも含めたものです。

以上、引き続きの協議よろしくお願いいたします

○山口部会長代理

ありがとうございます。

前回の専門部会以降御検討いただいた上での労使それぞれからの金額提示をいただきました。

労側は引き上げ額 59 円、時間額 1,175 円、使側は引き上げ額 56 円、時間額 1,172 円とまだ提示額に乖離があります。

そのため、本日もこの後、公益側と労側及び公益側と使側とそれぞれ二者間に分かれて、個別に御意見を伺いながら調整してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長代理

では、別室でお話しさせていただきます。

（別室にて公労・公使・労使会議）

○山口部会長代理

公労会議、公使会議を行い、ただいま労使会議が行われましたが、その結果をお話ください。

○堀井委員

では、私から報告します。

労使で話し合いをしましたが、使用者側委員からは冒頭話された額と変わらず、目安額の 56 円アップの 1,172 円でした。労働側としては、各種の数値や意見陳述から判断しまして、影響率を見たときに、やはりこちらとしては歩み寄るところも限界があるということで、使用者側が言われている金額とは合致しませんでした。

そのため、労使でこれ以上話し合いをしても進展は望めず、最終的にはこの後の進行については公益側の判断に委ねるということで労使合意しました。

○山口部会長代理

使用者委員から特に付け加えることはありませんか。

○使用者側委員
（特になし）

○山口部会長代理
労使でこれ以上審議を続けても意見の一致は難しく、労使ともこの後は公益に委ねるとのお話でした。
これまでの労使の歩み寄りの経緯を少し説明しますと、今日の労働側の金額提示は59円アップの時間額1,175円で、使用者側は目安額の56円、金額が1,172円でした。
この３円の差をめぐって本日議論をいただきました。
使用者側の56円のアップは5.01％という連合の数字に基づいたもので、目安額の56円とほぼシンクロしているということで提示に至ったということでした。
同じく、労働側は目安を参考に地域間の格差是正ということで59円の提示をしていただき、公益は労働側を説得して何とか折り合いをつけようと試み、影響率が24.64％で変わらないということで57円アップの提示をいただきました。
そこでこの１円差について労使で話し合いをしていただきましたが、今、労使からこれ以上は進展がなく、この後は公益に委ねるとの結論でした。
この経過でよろしいでしょうか。

○労使委員
はい。

○山口部会長代理
それでは、ここで公益見解を示します。
この公益見解で労使の皆さんが全会一致で賛成される場合は６条５項の適用により、部会報告から答申文を作成し、本部会において審議会長名で局長あてに答申をいたします。全会一致とならない場合は部会報告のみとなります。
では公益見解は、引上げ額56円で中賃の目安額相当で、時間額1,172円を提案します。
理由としては、連合での春闘結果5.01％の引上げ額をあらゆる労働者に波及させるということ。また例年、地域間格差の是正を公益側として何とかしたいということでお願いしていたところですが、本年度の中賃の目安ではＡランクが54円、ＢＣランクが56円で兵庫県はＢランクですので、56円の引上げであればＡランクとは２円地域間格差の是正につながるのではないか考え、引上げ額56円、時間額1,172円を御提案します。
今の説明で何か御意見等ありますか。

○各委員
（特になし）

○山口部会長代理
それでは採決に移ります。
引上げ額56円、時間額1,172円の公益案について、賛成の方は挙手をお願いします。

○各委員
（委員６名全員挙手　）

○山口部会長代理
ありがとうございます。
全員賛成で、三者合意に至りましたので、事務局は報告書案、答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長
効力発生日は10月１日でよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○山口部会長代理
例年、報告書や答申文には要望事項等を付記しておりますが今回はどういたしましょうか。付記しますか。

○各委員
お願いします。

○山口部会長代理
では、文面ですが、これまでの金額審議の中での労使の御意見や、懸念事項を踏まえ、公益としての要望事項の案を提示させていただき、その案をたたき台として、各委員の皆さんの御意見を踏まえ、追加、修正を行ってまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員
はい。

○山口部会長代理
　では、事務局で公益案を配ってください。

（各委員に公益案を配布）

○山口部会長代理
　事務局で案を読み上げてください。

○安積賃金室長
　では、読み上げます。
１　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
２　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、特定最低賃金の引上げを含む最低賃金全般の引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと申請準備が出来るよう、その申請期間の大幅な拡大や対象労働者の拡大を含めてその制度を充実させること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実も併せて強く要望する。
３　最低賃金が引き上げられても、「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために労働時間を減らす人が少なくない。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。
４　看護、介護、保育並びに書籍販売業等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えないような事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、その公定価格等の見直し及び賃上げが円滑に実施出来るような支援策の拡充を強く要望する。
　以上です。

○各委員

（要望事項の文言の確認等）

○山口部会長代理
この公益案の文面でよろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○山口部会長代理
それでは、事務局でこの要望事項を付記した報告書案、答申文案を作成してください。

（事務局で報告書案を作成し、各委員に配布）

○山口部会長代理
では、報告書案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
令和８年８月４日

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口隆英　殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長　千田直毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年７月６日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

１　中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公

需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

２　生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、特定最低賃金の引上げを含む最低賃金全般の引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと申請準備が出来るよう、その申請期間の大幅な拡大や対象労働者の拡大を含めてその制度を充実させること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実も併せて強く要望する。

３　最低賃金が引き上げられても、「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために労働時間を減らす人が少なくない。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。

４　看護、介護、保育並びに書籍販売業等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えないような事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、その公定価格等の見直し及び賃上げが円滑に実施出来るような支援策の拡充を強く要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　千田直毅、三上喜美男、山口隆英
労働者代表委員　圓行弘幸、小菅梨絵、堀井説也
使用者代表委員　伊藤　敦、倉本信二、吉川和宏

別紙

兵庫県最低賃金

１　適用する地域
　　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者
３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　1,172　円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　　令和８年10月１日
　以上です。

○山口部会長代理
　ただ今読み上げた、報告書案を部会報告として本審議会に報告させていただくこととして、よろしいでしょうか。

○各委員
　（異議なし）

○山口部会長代理
　ありがとうございます。
　それでは、報告書案から案を削除し、報告書とします。
　今回は出席委員の方の全会一致ということで決議いただきましたので、６条５項の適用により、この報告書から答申文を作成し、本部会において審議会長名で局長あてに答申をいたします。事務局は答申文案の準備をお願いします。

　（事務局で答申文案を作成し、各委員に配布）

○山口部会長代理
　では事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
令和８年８月４日

兵庫労働局長
　金成真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山口隆英

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

　当審議会は、令和８年７月６日付け兵労発基 0706 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。
　なお、今回の答申に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

　以下の４項目につきましては、報告書と同様です。

別紙

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

１　適用する地域
　　兵庫県の区域
２　適用する使用者
　　前号の地域内で事業を営む使用者
３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者
４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間　1,172 円
５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
６　効力発生の日
　　令和８年 10 月１日
　以上です。

○山口部会長代理
　ただいま朗読していただいた答申文案の内容に異議はございませんか。

○各委員
　異議なし。

○山口部会長代理
　それでは、出席委員の全会一致ということで決議いただきましたので、６条５項適

用により、答申文案から案を消した答申文として、本部会において審議会長名で局長あてに答申をいたします。事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長
　準備させていただきます。

　（山口部会長代理から丸山労働基準部長に答申文を手交）

○山口部会長代理
　ただいま、労働局長宛てということで答申をさせていただきました。
　この専門部会においては、連日非常に暑い中、また、皆さんお忙しい中、長時間にわたり慎重審議を重ねていただきました。その結果、全会一致で本日結審に至りました。これも各委員の皆様の御努力のおかげと思っております。
　本当にありがとうございました。
　最後に、事務局から連絡事項はありますか。

○安積賃金室長
　特にございません。

○山口部会長代理
　それではこれをもちまして、今年度の専門部会を閉会とします。
　各委員の皆様、お疲れ様でした。ご苦労様でした。

○各委員
　ありがとうございました。

山口　隆英

堀井　説也

伊藤　　敦